

# 平成28年熊本地震に起因する民事に関する紛争について 調停の申立てをする場合に

## 民事調停の申立手数料の納付が免除されます

地震当日（平成28年4月14日）に、熊本県に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、平成31年3月31日までに平成28年熊本地震に起因する民事に関する紛争について調停の申立てをする際には、民事調停の申立手数料を納付することは要しません。

### 1 対象となる紛争

- 平成28年熊本地震に起因する民事に関する紛争が対象となります。  
（※地震に起因するかどうかは、裁判所において判断されます。）

（紛争の例）

- ◇地震により生計・経営状態が悪化したことを理由とする債務整理に関する紛争
- ◇地震により不明確となった土地所有権の範囲を巡る紛争
- ◇地震により終了した賃貸借契約の敷金返還等に関する紛争

### 2 対象となる期間

- 平成28年4月14日から平成31年3月31日までに、裁判所に民事調停の申立てをした方が対象となります。

※平成28年熊本地震に起因する民事に関する紛争について、既に、裁判所に民事調停の申立てをし、かつ、申立手数料を納付している方については、所定の手続により、裁判所において、申立手数料の還付を受けることができます。

民事調停は、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、裁判官と一般市民から選ばれた調停委員のあっせんにより、話し合いで紛争を解決しようとする手続です。

詳しくお知りになりたい方は

熊本簡易裁判所 096-325-2195  
山鹿簡易裁判所 0968-44-5141  
八代簡易裁判所 0965-32-2175  
天草簡易裁判所 0969-23-2004  
荒尾簡易裁判所 0968-63-0164  
御船簡易裁判所 096-282-0055  
牛深簡易裁判所 0969-72-2540

玉名簡易裁判所 0968-72-3037  
阿蘇簡易裁判所 0967-22-0063  
人吉簡易裁判所 0966-23-4855  
宇城簡易裁判所 0964-52-2149  
高森簡易裁判所 0967-62-0069  
水俣簡易裁判所 0966-62-2307